大和・木津川地域森林計画の 変更計画書(案)

(大和・木津川森林計画区)

計画期間 自 令和 5年4月 1日 至 令和15年3月31日

令和 5年 1月13日 奈良県公告で公表 令和 6年 1月 9日 奈良県公告で公表 令和 7年 1月10日 奈良県公告で公表 令和 8年 月 日 奈良県公告で公表

奈 良 県

I	はじ	じめに	
-	L 森	兵林計画制度の意義と仕組み	<変更なし>
4	2 森	髹林計画の概要−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−	<変更なし>
ć	3	良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策	<変更なし>
П	計画	可の大綱	
-	L 森	☆林計画区の概況	<変更なし>
	(1)	自然的背景	<変更なし>
	(2)	社会·経済的背景	<変更なし>
	(3)	森林・林業の概況	<変更なし>
2	2 前	方計画の実行結果の概要及びその評価	
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	<変更なし>
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林·天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
,	3 👬	十画樹立に当たっての基本的な考え方	
	(1)	新たな森林環境管理制度の導入	
	(2)	目指すべき森林への誘導方針	
	(3)	新たな森林環境管理制度の推進体制	
	(4)	森林環境の維持向上に関する取組	
	(5)	県産材の利用の促進に関する取組	
	(6)	担い手の養成・確保	
	(7)	「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守	
	(8)	山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進	<変更なし>
\mathbf{III}	計画	事項	
笞	第 1	計画の対象とする森林の区域	3
É	第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	<変更なし>
	1	奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針	<変更なし>
	2	全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備	
		及び保全に関する基本的な事項	<変更なし>
	(]	1) 森林の整備及び保全の目標	<変更なし>
	(2	2) 森林の整備及び保全の基本方針	<変更なし>
	(3	3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	<変更なし>

第 3	森林の整備に関する事項	-<変更なし>
1	森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項 (間伐に関する事項を除く)
		-<変更なし>
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	-<変更なし>
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	-<変更なし>
(3)) その他必要な事項	-<変更なし>
2	造林に関する事項	-<変更なし>
(1)		
(2)	- 天然更新に関する指針	-<変更なし>
(3)		
3	間伐及び保育に関する事項	-<変更なし>
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
		-<変更なし>
(2)		
(3)) その他必要な事項	-<変更なし>
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-<変更なし>
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における	
	施業の方法に関する指針	<変更なし>
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき	
	森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-<変更なし>
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	-<変更なし>
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び	
	作業システムの基本的な考え方	<変更なし>
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
	(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	-<変更なし>
(5)		
(6)) 林産物の搬出方法等	-<変更なし>
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、	
	森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	-<変更なし>
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理	法
	(平成 30 年法律第 35 号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用	
	の促進並びに森林施業の共同化に関する方針	-<変更なし>
(2)	森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-<変更なし>
(3)	11711	
(4)		
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	-<変更なし>

(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-<変更なし>
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に	
	特に留意すべき森林の地区	-<変更なし>
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を	
	特定する必要のある森林及びその搬出方法	-<変更なし>
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	治山事業の実施に関する方針	-<変更なし>
(3)	特定保安林の整備に関する事項	
(4)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	-<変更なし>
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における	
	鳥獣害の防止の方法に関する方針	
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	-<変更なし>
	R健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	保健機能森林の区域の基準	
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	-<変更なし>
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	-<変更なし>
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
	計画量等	
	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	間伐面積	
	人工造林及び天然更新別の造林面積	
4	林道の開設及び拡張に関する計画	
(1)	開設	-<変更なし>
(2)	拡張(改良)	
(3)	拡張(舗装)	
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-<変更なし>
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等-	-<変更なし>
(3)	実施すべき治山事業の数量	5
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林	
	施業の方法及び時期	-<変更なし>
第7 そ	との他必要な事項	-<変更なし>
1	保安林その他制限林の施業方法	-<変更なし>

別表1	樹根及び表土の保全その他	1森林の土	土地の保	全に					
	集	身に留意す	でき森	林の地区-				-<変更	なし>
	r								
大然更新	f完了基準							<変更を	なし>
この地	也域森林計画の変更計画は、	森林法	(昭和 2	6 年法律第	第24	9号)	第5条第	55項の	規定に基
づき、ナ	て和・木津川地域森林計画 <i>の</i>	一部を変	ご更する	ものであ	る。				

なお、この変更計画は、令和<u>8</u>年4月1日から適用する。

Ⅱ 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(3) 新たな森林環境管理制度の推進体制

令和3年4月に開校した「奈良県フォレスターアカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。

また、目指すべき森林への誘導、森林環境の維持向上に関する技術及び知識の普及 指導等を担う専門職員として、奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとと もに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。 さらに、森林技術センターの研究成果をフォレスターアカデミーのカリキュラムに 反映するとともに、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げるなど、各主体の連携を強化します。

(4) 森林環境の維持向上に関する取組

施業放置林の解消に向けて整備が進み、森林の4機能を高度に発揮している森林 が広がっている姿を目指して以下の施策を推進します。

ア 災害に強い森林づくり(防災)

- ①森林施業の促進
- ②森林法の適正な運用
- ③山地災害予防·復旧

イ 持続的に森林資源を供給する森林づくり (森林資源生産)

- ①計画作成の促進
- ②生産基盤の強化
- ③木材搬出の促進

ウ 生物多様性が保全される森林づくり(生物多様性保全)

- ①生息・生育環境としての森林の保全
- ②野生動植物の適正な保護管理

エ レクリエーション機能の強化(レクリエーション)

- ①レクリエーションの場づくり
- ②イベント等の活用によるレクリエーションの機会づくり

(5) 県産材の利用の促進に関する取組

県産材の生産・利用拡大に合わせ、林業・木材産業が持続可能な産業として発展している姿を目指して以下の施策を推進します。

ア 県産材のブランド戦略の推進

- ① 県産材のブランド力の強化・発信
- ②国内外への販路開拓支援

イ 県産材の需要拡大

- ①公共建築物・公共工事への県産材利用の推進
- ②民間における県産材利用の促進
- ③木質バイオマス利用の促進
- ④ 県産材の需要拡大を担う人材の育成

ウ 県産材の加工・流通の促進

- ①木材加工の効率化
- ②木材流通の合理化

(6) 担い手の養成・確保

森林作業員の減少と高齢化の進行は、適切な森林環境管理や林業の振興を図っていく上で深刻な影響を及ぼすことになります。

そのため、奈良県森林組合連合会や奈良県林業労働力確保支援センターと連携するとともに、林業に特化して就業あっせんを行う「奈良県森林・林業無料職業紹介所」を設置・運営し、新規就業者の育成・確保を促進します。<u>また奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成の他、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業や林業就業支援講習会などを通して、新規の従事者を確保・育成するとともに、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業体」を育成し、雇用条件や労働安全衛生水準の向上といった雇用管理の改善を促進することにより、林業従事者が安心して就業し、働ける環境の整備に取り組みます。</u>

一方、建築物への木材利用の機運が高まる中、建築物の木造・木質化に関する専門 的なスキルを備えた技術者が少ないことから、木造建築物等の設計や施工を行う技術 者のスキルアップを図り、公共建築物や非住宅分野の施設整備に対して、木造・木質 化を提案できる人材の育成を図ります。

Ⅲ 計 画 事 項第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積 単位 面積: ha

	区 分	対象森林面積	備考
総数		66, 743	
	奈良市	12, 299	(多用途転用等により1ha減)
	大和郡山市	3 9 0	
	天理市	3, 279	
	橿原市	1 4 2	
	桜井市	5, 936	
	御所市	2, 910	
	生駒市	1, 802	
市町町	香芝市	5 5 7	
叫 村	葛城市	1, 322	
別	宇陀市	18, 273	
内	山添村	4, 102	
	平群町	1, 114	
	三郷町	277	
	斑鳩町	3 2 0	
	曽爾村	4, 128	
	御杖村	7, 010	(分収株契約の満了により24hat曽川)
	高取町	1, 296	
	明日香村	1, 324	
	上牧町	8 2	
	王寺町	1 4 9	
	広陵町	1 0	
	河合町	2 3	

- 注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。
- 注 2 本計画の対象森林は、森林法 (昭和 26 年法律第 259 号) 第 1 0 条の 2 第 1 項に基づく林地の開発 行為の許可制、同第 1 0 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第 1 0 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出、同第 1 0 条の 8 第 2 項に基づく伐採に係る 森林の状況報告及び伐採後の造林に係る森林の状況報告の対象となります。
- 注3 森林計画図の縦覧場所は奈良県庁及び当該市町村を所管する農林振興事務所です。
- 注4 計画の対象とする森林面積の総数と内訳が一致しないのは四捨五入によるものです。

第4 森林の保全に関する事項

- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
 - (2) 鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く)

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域 以外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏 まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進します。

特に、当森林計画区においては、近年中山間地域の過疎化による農林業活動の低下に伴う耕作放棄地の増加、里山林の管理不足、捕獲者の減少などにより、イノシシによる農林業被害が増加し農林業者に深刻な打撃を与えています。被害対策として、電気柵やトタン板柵等の設置や有害鳥獣捕獲など実施されていますが、十分な被害軽減に至っていません。イノシシの被害を軽減させるためには、捕獲圧を高めて捕獲頭数を増やすだけではなく、イノシシが集落周辺に生息できない環境を整備することが重要です。イノシシの生態を十分に踏まえて電気柵、防護柵等の被害防除施設を効果的に設置するとともに、集落ぐるみで被害対策を実施する合意形成、人材育成等が必要です。このため、被害対策に取り組む地域の指導者の養成、荒廃した里山林の整備、耕作放棄地の解消等による有害獣を寄せ付けない集落ぐるみの環境づくりの推進や、研究機関等の支援を受けて安価で効果的な被害防護施設を開発するなど、総合的な被害防止対策を推進します。

また当森林計画区において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と重複することから様々な軋轢が生じています。このような状況の中、地元住民の安全対策を講じ、生活基盤としての農林業に対する被害を最小限に抑えていく方策が求められており、奈良県は第二種特定鳥獣管理計画として令和7年10月に「奈良県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマの適切な保護管理にかかる施策を推進します。

第6 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

				単位 地区
森林の所在	治山事業力	施行地区数	主な工種	備考
市町村		前半5ヵ年の計画地区数	11.00 A 11.00	C. Hid
総数	<u>13</u>	<u>10</u>		
奈良市	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>Ш</u>	
大和郡山市	_	_		
天理市	1	1	渓・山・本	
橿原市	_	_		
桜井市	1	<u>1</u>	Ш	
御所市	<u>3</u>	<u>3</u>	渓・山	
生駒市	_	_		
香芝市	_	_		
葛城市	_	_		「渓」は渓間工、
宇陀市	_	_		「山」は山腹工、
平群町	_	_		「地」は地下水排水
三郷町	_	_		工、「本」は本数調
斑鳩町	_	_		整伐。
高取町	_	_		
明日香村	1	1	渓・山	
上牧町	_	_		
王寺町	_	_		
広陵町	=	_		
河合町	_	_		
山添村	_	_		
曽爾村	3	2	渓・山・本	
御杖村	3	1	渓・山・本	